

**神奈川県**

**伊勢原市**

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人数）			
大企業 30,000 中小企業※ 3,000 （※その他地域は 10,000）	—	(1)伊勢原大山インター 土地区画整理事業区域 ①観光・交流関連産業： 課税免除 ②戦略産業(ロボット関連 及び医療関連の産業)： 課税免除 ③製造業、情報通信業、 学術・開発研究機関：3 年間課税免除、2年間課 税の4/5を軽減 (2)東部第二土地区画 整理事業区域 ①戦略産業(ロボット関連 及び医療関連の産業)： 課税免除 ②製造業、情報通信業、 学術・開発研究機関：3 年間課税免除、2年間課 税の4/5を軽減 ③運輸業、卸売業等：課 税の4/5を軽減 (3)その他地域 ①戦略産業(ロボット関連 及び医療関連の産業)： 課税免除 ②製造業、情報通信業、 運輸業、卸売業等：課税 の4/5を軽減	固定資産税 都市計画税	5年間 （賦課される年 度から）

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
伊勢原市企業立地促進条例	H16. 3	<p>〈対象事業〉</p> <p>(1) 次の①～③のいずれかに該当すること。</p> <p>①指定地域内に新たな用地を取得又は借り受けて立地していること。</p> <p>②指定地域内に事業所の建物の全部若しくは一部を取得又は借り受けて立地していること。</p> <p>③指定地域内に事業所を増設していること。</p> <p>(2) 投下資本額が3億円以上(中小企業等は、伊勢原大山インター土地区画整理事業区域及び東部第二土地区画整理事業区域は3,000万円以上、その他の地域は1億円以上)</p> <p>(3) 企業等の施設及び事業内容が条例で定める業種に該当するもの</p> <p>(4) 市内に住所を有する者(雇用の日から居住)を新規に3人(中小企業等の場合は1人)以上雇用(立地の日の前後3ヶ月以内に雇用した常用雇用従業員に限る)し、かつ1年以上継続雇用していること</p> <p>〈指定地域〉</p> <p>(1) 伊勢原大山インター土地区画整理事業区域</p> <p>(2) 伊勢原市東部第二土地区画整理事業区域</p> <p>(3) その他の地域(指定区域(1)(2)及び住宅系用途区域を除く市内全域)</p>	<p>雇用促進奨励金</p> <p>○1人につき30万円、限度額:300万円</p> <p>○新卒者及び卒業後3年以内の既卒者が新規雇用に含まれる場合、1人当たり10万円を加算</p>

詳しくはこちら([伊勢原市企業立地促進条例](#))